

建築確認申請等に添付する図書・明示すべき事項

本書は、令和 7 年 4 月の建築基準法の改正により、旧 4 号建築物[※1]から新 2 号建築物[※ 2]に移行する建築物のうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認するもの（高さ 1 6 m 以下の建築物のうち、階数 2 かつ 300㎡以下及び平屋かつ 200㎡超 300㎡以下の木造建築物）[※3]について、特に法改正による影響が大きいと考えられる戸建ての住宅を対象に、建築確認申請等に添付する図書及び明示事項に関する取扱いをまとめたものです。

図書への明示事項の具体的な内容は、国土交通省 H P に掲載の「2 階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル」を基本としますが、明示すべき事項の複数図書への重複を省略する場合や、省エネ基準への適合を仕様により確認する場合の明示事項の参考としてください。

※1 改正前の法第 6 条第 1 項第 4 号に該当する建築物

※2 改正後の法第 6 条第 1 項第 2 号に該当する建築物

※3 改正後の建築基準法施行規則第 1 条の 3 に規定する特定木造建築物(以下「特定木造建築物」という。)

<対象>

- ・特定木造建築物のうち、戸建て住宅
- ・防火・準防火地域以外の区域内の建築物

<凡例>

明示の要否

- ◎ **省略不可（明示することを標準とする）**
- ▲ 原則、**明示を省略（全て）**（**他の図書に記載**することを標準とする）
- △ 原則、**明示を省略（一部）**（**他の図書に記載**することを標準とする）
- － 通常該当しない項目

改正の区分

- 縮小 審査省略制度の縮小に伴い必要となる項目
- 仕様 省エネ基準への適合を仕様基準（誘導仕様基準を含む）により確認する場合に必要となる項目

<本書で使用する略字>

- 法 建築基準法
- 令 建築基準法施行令
- 規則 建築基準法施行規則
- 省エネ法 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

※ 規則第 1 条の 3 第 1 項 表 1・表 2・表 4 に対応する部分のうち、一般的な事項を抜粋したものです。

必要な図書及び明示すべき事項のすべてを網羅したものではありませんのでご注意ください。

※ 計画の内容又は申請先によっては、修正等を求められる場合がありますのでご了承ください。

別表－0 <配置図>								
規則での規定状況								
条項			明示する項目	明示の可否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分	
							縮小	仕様
第1項	表1	(い)	縮尺及び方位	◎				
		(い)	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	◎				
		(い)	延焼のおそれのある部分	◎			○	
		(い)	防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置	◎			○	
		(い)	擁壁の設置その他安全上適当な措置	◎				
		(い)	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	◎				
		(い)	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	◎				
		(い)	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	◎				
	表2	法第24条の規定が適用される建築物	(5) 法第22条第1項の規定による区域の境界線	◎				
		法第28条第1項及び第4項の規定が適用される建築物	(9) 令第20条第2項第一号に規定する水平距離	◎				
		法第43条の規定が適用される建築物	(18) 敷地の道路に接する部分及びその長さ	◎				
		法第47条の規定が適用される建築物	(20) 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置	◎				
		法第48条の規定が適用される建築物	(21)	◎				
		法第53条の規定が適用される建築物	(24) 用途地域の境界線					
		法第55条の規定が適用される建築物	(27)					
		法第52条の規定が適用される建築物	(23) 指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	◎				

別表

別紙(設備関連)

図書別記載例

仕様表作成ツール

別表－0 ＜配置図＞									2/2
規則での規定状況					明示の可否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分	
条項				明示する項目				縮小	仕様
		法第56条の規定が適用される建築物	(28)	地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ	◎				
				地盤面の異なる区域の境界線	◎				
				法第56条第1項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離	◎				
				令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積	◎				
				法第56条第2項に規定する後退距離	◎				
				用途地域の境界線	◎				
				令第132条第1項若しくは第2項又は令第134条第2項に規定する区域の境界線	◎				
				前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置	◎				
				北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置	◎				

別表－１＜各階平面図＞										1/2
規則での規定状況					明示の可否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分		
条項			明示する項目	縮小				仕様		
第１項	表１			(い)	縮尺及び方位	◎				
				(い)	間取、各室の用途及び床面積	△	床面積：第４項表１（建築設備）平面図			
				(い)	壁及び筋かいの位置及び種類	△	筋交いの位置及び種類：令第46条第４項の規定に適合することの確認に必要な図書	○		
				(い)	通し柱及び開口部の位置	▲	令第46条第４項の規定に適合することの確認に必要な図書	○		
				(い)	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造	△	構造：構造詳細図若しくは矩計図 ※延焼のおそれのある範囲を明示	○		
	表２	法第20条の規定が適用される建築物	令第３章第２節の規定が適用される建築物 （特定木造建築物に限る。）	(1)	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	▲	立面図		○	
			令第３章第３節の規定が適用される建築物 （特定木造建築物に限る。）	(1)	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	▲	令第46条第４項の規定に適合することの確認に必要な図書		○	
		法第23条の規定が適用される建築物		(4)	耐力壁及び非耐力壁の位置	◎			○	
		法第28条第１項及び第４項の規定が適用される建築物		(9)	法第28条第１項に規定する開口部の位置及び面積	▲	第４項 表１（建築設備）平面図		○	
		法第28条の２の規定が適用される建築物		(10)	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	▲	第４項 表１（建築設備）平面図			
				(10)	外壁の開口部に設ける建具（通気ができる空隙のあるものに限る。）の構造	▲	第４項 表１（建築設備）平面図			

別表

別紙（設備関連）

図書別記載例

仕様表作成ツール

別表－1 <各階平面図>										2/2
規則での規定状況						明示の可否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分	
条項					明示する項目				縮小	仕様
第1項	表2	法第36条の規定が適用される建築物	令第2章第3節の規定が適用される建築物	(16)	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造	◎				
			令第2章第3節の規定が適用される建築物	(16)	令第27条に規定する階段の設置状況	－		※物見塔用階段等がある場合は明示		
		省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物 【仕様基準】	省エネ法施行規則第2条第1項第一号又は第2項の規定が適用される建築物	(85の2)	各室の名称及び天井の高さ	△	天井の高さ：第4項 表1（建築設備）平面図			○
				(85の2)	開口部の構造	◎		※サッシ種別、ガラス種別、日射取得率を凡例により明示		○
				(85の2)	エネルギー消費性能確保設備の位置	◎		※位置に加え、仕様及び数を凡例により明示		○

別表

別紙（設備関連）

図書別記載例

仕様表作成ツール

別表－ 2 ＜ 2 面以上の立面図＞										1/1	
規則での規定状況					明示の可否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分			
条項				明示する項目				縮小	仕様		
第 1 項	表 1				(ろ)	縮尺	◎				
					(ろ)	開口部の位置	◎				
					(ろ)	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	▲	構造詳細図又は矩計図		○	
	表 2		令第 3 章第 2 節の規定が適用される建築物 （特定木造建築物に限る。）	(1)	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	◎			○		
		法第20条の規定が適用される建築物	令第 3 章第 3 節の規定が適用される建築物 （特定木造建築物に限る。）	(1)	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	△	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法：令第46条第 4 項の規定に適合することの確認に必要な図書		○		
		法第28条第 1 項及び第 4 項の規定が適用される建築物		(9)	令第20条第 2 項第一号に規定する垂直距離	◎			○		
省エネ法第10条第 1 項の規定が適用される建築物 【仕様基準】	省エネ法施行規則第 2 条第 1 項第一号又は第 2 項の規定が適用される建築物	(85の2)	外壁の位置	◎				○			
		(85の2)	エネルギー消費性能確保設備の位置	▲	平面図			○			

別表

別紙（設備関連）

図書別記載例

仕様表作成ツール

別表－３＜２面以上の断面図＞										1/2	
規則での規定状況					明示の可否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分			
条項			明示する項目					縮小	仕様		
第１項	表１		(ろ)	縮尺	◎						
			(ろ)	地盤面	▲	立面図					
			(ろ)	各階の床及び天井（天井のない場合は、 <u>屋根</u> ）の高さ、軒及びひさしの出並びに <u>建築物の各部分の高さ</u>	▲	各階の床及び天井の高さ：第４項表１（建築設備）平面図 軒及びひさしの出並びに <u>建築物の各部分の高さ</u> ：配置図又は立面図		○			
			(ろ)	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ	▲	立面図	※建物周囲で大きなレベル差が無ければ立面図で可	○			
第１項	表２	法第20条の規定が適用される建築物	令第３章第２節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	(1)	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	▲	立面図		○		
			令第３章第３節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	(1)	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	▲	令第46条第４項の規定に適合することの確認に必要な図書		○		
		法第28条第１項及び第４項の規定が適用される建築物		(9)	令第20条第２項第一号に規定する垂直距離	▲	立面図		○		
		法第36条の規定が適用される建築物	令第２章第２節の規定が適用される建築物	(16)	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法	▲	立面図又は仕様表				
				(16)	換気孔の位置	▲	立面図又は仕様表				
				(16)	ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況	▲	立面図又は仕様表				
				令第２章第３節の規定が適用される建築物	(16)	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造	▲	平面図			
		法第44条の規定が適用される建築物		(19)	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	▲	配置図又は立面図				
		法第47条の規定が適用される建築物		(19・20)	敷地境界線	▲	配置図又は立面図				
				(20)	壁面線	▲	配置図又は立面図				
				(20)	門又は塀の位置及び高さ	▲	配置図又は立面図				

別表

別紙（設備関連）

図書別記載例

仕様表作成ツール

別表－ 3 ＜ 2 面以上の断面図＞										2/2
規則での規定状況					明示の要否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分		
条項			明示する項目	縮小				仕様		
第 1 項	表 2	法第56条の規定が適用される建築物		(28)	前面道路の路面の中心の高さ	▲	配置図又は立面図			
				(28)	地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ	▲	配置図又は立面図			
				(28)	法第56条第 1 項から第 6 項までの規定による建築物の各部分の高さの限度	▲	配置図又は立面図			
				(28)	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	▲	配置図又は立面図			
				(28)	前面道路の中心線	▲	配置図又は立面図			
				(28)	擁壁の位置	▲	配置図又は立面図			
				(28)	土地の高低	▲	配置図又は立面図			
				(28)	地盤面の異なる区域の境界線	▲	配置図又は立面図			
				(28)	法第56条第 2 項に規定する後退距離	▲	配置図又は立面図			
				(28)	用途地域の境界線	▲	配置図又は立面図			
		省エネ法第10条第 1 項の規定が適用される建築物 【仕様基準】	省エネ法施行規則第 2 条第 1 項第一号又は第 2 項の規定が適用される建築物	(85の2)	外壁及び屋根の構造	▲	矩計図又は詳細図			○
				(85の2)	小屋裏の構造	▲	矩計図又は詳細図			○
				(85の2)	各階の天井の構造	▲	矩計図又は詳細図			○
				(85の2)	床、床下及び基礎の構造	▲	矩計図又は詳細図			○

別表－４ ＜構造詳細図＞										1/1	
規則での規定状況					明示の要否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分			
条項			明示する項目					縮小	仕様		
第１項	表１		(は)	基礎伏図		－		※特定木造建築物の場合は不要			
			(は)	各階床伏図		－		※特定木造建築物の場合は不要			
			(は)	小屋伏図		－		※特定木造建築物の場合は不要			
			(は)	構造詳細図		◎		※仕様表にすべてを明示できる場合は省略可	○		
	表２		令第３章第２節の規定が適用される建築物 （特定木造建築物に限る。）	(1)	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法	◎			○		
			令第３章第３節の規定が適用される建築物 （特定木造建築物に限る。）	(1)	屋根ふき材の種別	◎			○		
		(1)		柱の有効細長比	▲	仕様表	※階ごとに最も不利な箇所を記載	○			
		(1)		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法	◎			○			
		(1)		構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法	◎			○			
		(1)		外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地	◎			○			
		(1)		構造耐力上主要な部分である部材の地面から１メートル以内の部分の防腐又は防蟻措置	◎		※仕様表への明示も可	○			
		法第22条の規定が適用される建築物		(3)	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法	◎			○		
		法第23条の規定が適用される建築物		(4)	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	◎			○		

別表－5 ＜各階平面図＞										1/1
規則での規定状況					明示の可否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分		
条項			明示する項目					縮小	仕様	
第4項	表1	法第28条第2項から第4項までの規定が適用される換気設備	(1)	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積	◎			○		
			(1)	給気機又は給気口の位置	◎			○		
			(1)	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	◎			○		
			(1)	かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量	◎			○		
			(1)	火を使用する室に関する換気経路	◎			○		
		法第32条の規定が適用される電気設備	(5)	常用の電源及び予備電源の種類及び位置	◎		※分電盤及び引き込み位置を明示	○		
		ガス事業法第162条の規定が適用される消費機器	(12)	燃焼器の排気筒又は排気フードの位置	◎		※換気設備の特記事項と合わせて明示	○		

別表－6 ＜その他＞ ※明示すべき検討書等を「追記・補足」に記載										1/3	
規則での規定状況					明示の要否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分			
条項				明示する項目				縮小	仕様		
第 1 項	表 1	法第28条第 1 項及び第 4 項の規定が適用される建築物	(9)	居室の床面積	◎	－	開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	○			
			(9)	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	◎	－	開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	○			
			(9)	令第20条第 2 項第一号に規定する水平距離	◎	－	配置図 ※第 4 項 表 1（建築設備）平面図への明示も可	○			
	法第28条の 2 の規定が適用される建築物	(10)	内装の仕上に使用する建築材料の種別	◎		使用建築材料表【内部仕上げ表】 ※規制対象外材料（F★★★★）のみ使用する場合はその旨を平面図に特記					
		(10)	第 1 種ホルムアルデヒド発散建築材料、 第 2 種ホルムアルデヒド発散建築材料、 第 3 種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する内装の仕上の部分の面積	◎		使用建築材料表【検討表を作成】					
		(10)	上記の内装の仕上の部分の面積に、内装の仕上に用いる建築材料の種別に 応じ令第20条の 7 第 1 項第二号の表の(一) 項又は(二)項に定める数値を乗じて得た 面積の合計	◎		使用建築材料表【検討表を作成】					
		(10)	有効換気量又は有効換気換算量及びその 算出方法	◎		有効換気量又は有効換気換算量を算 出した際の計算書 ※平面図への明示も可					
		(10)	換気回数及び必要有効換気量	◎		有効換気量又は有効換気換算量を算 出した際の計算書 ※平面図への明示も可					

別表

別紙（設備関連）

図書別記載例

仕様表作成ツール

別表－6 ＜その他＞ ※明示すべき図書等を「追記・補足」に記載									
2/3									
規則での規定状況					明示の要否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分	
条項				明示する項目				縮小	仕様
第4項	表1	令第129条の2の3第二号に関する規定が適用される昇降機以外の建築設備	(10)	昇降機以外の建築設備の構造方法	◎		構造詳細図 ※記載例：別紙	○	
			(10)	配管設備の種別及び配置	◎		配置図	○	
			(10)	配管の腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じた腐食防止措置	◎		配管設備の仕様書 ※平面図への明示も可 ※記載例：別紙	○	
			(10)	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置	◎		配管設備の仕様書 ※記載例：別紙	○	
			(10)	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置	◎		配管設備の仕様書 ※記載例：別紙	○	
			(10)	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置	◎		配管設備の仕様書 ※平面図への明示も可 ※記載例：別紙	○	
			(10)	圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別	◎		配管設備の仕様書 ※平面図に明示も可 ※記載例：別紙	○	
			(10)	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置	◎		配管設備の仕様書 ※平面図に明示も可 ※記載例：別紙	○	
			(10)	排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法	◎		排水のための配管設備の容量及び傾斜を算出した際の計算書 ※配置図に明示も可 ※記載例：別紙	○	
		令第129条の2の5の規定が適用される換気設備	(10)	給気機の外気取入口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水の浸入又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防ぐための設備の構造	◎		換気設備の構造詳細図 ※記載例：別紙	○	

別表

別紙（設備関連）

図書別記載例

仕様表作成ツール

別表－6 ＜その他＞ ※明示すべき図書等を「追記・補足」に記載									
規則での規定状況				明示の可否	明示省略する場合に 明示する他の図書	追記・補足	改正区分		
条項			明示する項目				縮小	仕様	
第4項	表1	水道法（昭和32年法律第177号）第16条の規定が適用される給水装置	(13) 給水装置の構造	▲	配置図兼1階平面図	（規則：給水装置の構造詳細図） ※建物までの引き込み経路及びメーターの位置を明示	○		
			(13) 給水装置の材質	▲	配置図兼1階平面図	（規則：給水装置の使用材料表）	○		

この表は、「別表－6（その他）」のうち、第4項に規定する明示事項の一部について、記載例をまとめたものです。
計画の内容により異なりますが、記載の参考としてください。

明示すべき事項	添付図書への記載例	明示すべき事項	添付図書への記載例
昇降機以外の建築設備の構造方法	<給湯設備の転倒防止の措置> 給湯設備の転倒防止措置は以下とする。 ・給湯設備の底部を基礎に固定（平12建告1388号 第5 一 に該当） ・据置型給湯設備の上部を固定（平12建告1388号 第5 二 に該当） ・壁掛け給湯器を壁に固定（平12建告1388号 第5 三 に該当）	圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別	<圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別> 給湯設備（ガス湯沸器・電気湯沸器）に設ける安全装置は以下とする。 ・逃し弁、膨張管、圧力調整装置、減圧水槽、膨張水排出装置はJIS認定品（JIS〇〇）を使用する
配管の腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じた腐食防止措置	<腐食防止のために講じた措置> 腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置は以下とする。 ・土中埋設の外面被覆のない鋼管には防食テープ、熱収縮シート又はチューブ 等 ・土中埋設の油管には平成2年自治省告示第204号に規定する材料・方法 等 ・コンクリート埋設の外面被覆のない鋼管・鉛管には防食テープ 等 ・多湿箇所外外面被覆のない鋼管にはアスファルトプライマー、金属外装、合成樹脂外装 等	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置	<排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置> 排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置は以下とする。 ・排水トラップはJIS認定品（JIS〇〇〇）による
水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置	<飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置> 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置は以下とする。 ・水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する ・逆止弁を設置する ・バキュームブレーカーを設置する	排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法	<排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法> 排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法は以下とする。 ・排水負荷単位法、定常流量法（SHASE-S 206）等による排水量の計算方法は以下とする。 ・負荷単位により、排水量の計算を行うものとする
給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置	<給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置> 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置は以下とする。 ・屋外埋設管は、凍結深度以下への埋設 等 ・散水栓立ち上がり配管は、水抜き栓 等 ・室内は、凍結防止ヒーター（テープ式）、室内暖房、水抜き栓 等	給気機の外気取入口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水の浸入又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防ぐための設備の構造	<給気機の外気取入口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部の構造> 給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備は以下とする。 ・給気口及び排気口に網を設ける ・給気口にフィルターを設ける ・給気口及び排気口は雨返しガラリとする ・給気口及び排気口はフード付きとする
給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置	<給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置> 給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置は以下とする。 ・管径を大きくして流速を小さくする ・ウォーターハンマー防止器を設置する ・揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する	出典：建築確認手続き等の運用改善マニュアル「一般建築物用」（平成22年3月） 〔一般社団法人新・建築士制度普及協会〕 参考：改正建築基準法施行規則に基づく設備関係図書の記載例〔財団法人建築行政情報センター〕	

項目番号	明示する項目	主な審査項目
①	縮尺及び方位	
②	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	
③	延焼のおそれのある部分	法第23条
④	防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置	
⑤	擁壁の設置その他安全上適当な措置	法第19条第4項
⑥	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	法第19条第1項
⑦	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	法第42条
⑧	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	法第19条第3項
⑨	法第22条第1項の規定による区域の境界線	法第24条
⑩	令第20条第2項第一号に規定する水平距離	法第28条第1項
⑪	敷地の道路に接する部分及びその長さ	法第43条
⑫	法第44条に規定する道路内の建築制限への適合性審査に必要な事項	法第44条、第56条
⑬	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置	法第47条
⑭	用途地域の境界線	法第48条、第53条、第55条
⑮	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	法第52条
⑯	地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ	法第56条
⑰	地盤面の異なる区域の境界線	法第56条
⑱	法第56条第1項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離	法第56条
⑲	令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積	法第56条
⑳	法第56条第2項に規定する後退距離	法第56条
㉑	用途地域の境界線	法第56条
㉒	令第132条第1項若しくは第2項又は令第134条第2項に規定する区域の境界線	法第56条
㉓	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置	法第56条
㉔	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置	法第56条
㉕	前面道路の路面の中心の高さ	法第56条
㉖	法第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度	法第56条
㉗	壁面線	法第47条
㉘	門又は塀の位置及び高さ	法第47条

[illegible]

仕様表作成ツール

項目番号	明示する項目	主な審査項目
①	縮尺及び方位	
②	間取、各室の用途	
③	壁の位置	
④	延焼のおそれのある部分の外壁の位置	法第23条
⑤	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造	法第36条 令第2章第3節
⑥	各室の名称	建築物省エネ法
⑦	開口部の構造	建築物省エネ法
⑧	エネルギー消費性能確保設備の位置	建築物省エネ法
⑨	住宅用防災機器の位置及び種類	消防法第9条の2
⑩	耐力壁及び非耐力壁の位置	法第23条

⑦	防 火設備 アルミサッシ+複層ガラスA12 (ガラス網入りt6.8mm) (ガラス日射取得率0.73以下)
⑧	 ガス給湯器(モード効率78.2%以上) * 壁掛けタイプとし壁に固定 JIS S2109の安全装置付きとする。
⑧	AC1 エアコンデショナー(冷房用) 冷房能力△KW消費電力〇W以下
	AC2 エアコンデショナー(冷房用) 冷房能力△KW消費電力〇W以下
⑧	 LEDダウンライト(60形電球1灯器具相当)
	 LEDダウンライト(100形電球1灯器具相当)
⑨	 住宅用防災機器(熱感知器)
	 住宅用防災機器(煙感知器)



項目番号	明示する項目	主な審査項目
①	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積	法第28条 2 項から 4 項
②	給気機又は給気口の位置	法第28条 2 項から 4 項
③	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	法第28条 2 項から 4 項
④	かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量	法第28条 2 項から 4 項
⑤	火を使用する室に関する換気経路	法第28条 2 項から 4 項
⑥	常用の電源及び予備電源の種類及び位置	法第32条
⑦	燃焼器の排気筒又は排気フードの位置	ガス事業法第162条
⑧	居室の床面積／各階の床及び天井の高さ	法第28条、第28条の 2
⑨	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	法第28条 1 項
⑩	令第20条第 2 項第一号に規定する水平距離	法第28条 1 項
⑪	昇降機以外の建築設備の構造方法	令第129条の 2 の 3 第二号
⑫	配管設備の種別及び配置	令第129条の 2 の 4
⑬	配管の腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じた腐食防止措置	令第129条の 2 の 4
⑭	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置	令第129条の 2 の 4
⑮	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置	令第129条の 2 の 4
⑯	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置	令第129条の 2 の 4
⑰	圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別	令第129条の 2 の 4
⑱	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が附着又は沈殿しない措置	令第129条の 2 の 4
⑲	排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法	令第129条の 2 の 4
⑳	給気機の外気取入口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水の浸入又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防ぐための設備の構造	令第129条の 2 の 5
㉑	給水装置の構造	水道法第16条
㉒	給水装置の材質	水道法第16条

1 階樋先ライン

前面道路 幅員6.000m
法第42条第1項第1号道路
道路中心線

公共下水道

BM±0

Y13, Y12, Y11, Y10, Y9, Y8, Y7, Y6, Y5, Y4, Y3, Y2, Y1

2275, 2185, 1000, 1820

道路境界線 11,000

浴室 11.000

玄関 2.485㎡ (2580)

ホール 1FL±0 5.301㎡

カーポート

物入

納戸

和室 11.593㎡

居間・食室 16.562㎡

台所

洗濯

AW1, AW2, AW3

開口部直上から敷地境界線

開口高さ 1650, 1450

隣地境界線 11,000

2 階樋先ライン

台所換気設備計算 (火気使用室)
有効換気量 (AA-118688)
=400
必要換気量
=30×K(m³)×Q(KWh/g/h)
=300.76
K (都市ガス) =0.93
Q (AA-B111-B68888) =10.78
→有効換気量>必要換気量

室名
室の床面積
(天井高さ)
*特記ない場合2400mm

凡例

- 排水桝
- 竖樋 60φ
- 雨水桝 200φ
- 受電点 (電圧: 単相3線式200V)
- 分電盤

⑥

⑫ ⑮ ⑯

- M 引込管 水道用強化ビニル管
- 給水管 水道用強化ビニル管 20φ (防露GW厚20)
- 給湯管 ステンレス鋼管 20φ (防露GW厚20)
- P 給湯管 ペアチューブ銅管
- 排水管 硬質ポリ塩化ビニル管
- G ガス管 ○○ガス指定品

② ③ ⑤ ⑦

- 換気扇100φ・防火覆い付 (今20条の8による換気設備) 設置高さ=FL+2100
- 換気扇100φ・防火覆い付 (台所のみ150φ・FD付) 設置高さ=FL+2100 (レンジフード材質: 亜鉛鉄板)
- 給気口100φ・防火覆い付 設置高さ=FL+2100
- ドアのフタ・カット等 (通気措置)

開口部凡例

AW1: アルミ製引違1650×2200
Aw2: アルミ製引違1650×2000
Aw3: アルミ製引違1650×1100
Aw5: アルミ製押出800×800
AD1: アルミ製片開戸900×1900
ガラス: 複層ガラスt6.8 A12

特記事項

- ガス管は配管用銅管を使用し 防食テープ措置
- 給水管は凍結深度に深に埋設し、ウォーターハンマー防止器を設置する
- 排水トラップはJISA4421号 認定品を使用
- 排水管は排水勾配を1/100以上 確保すること

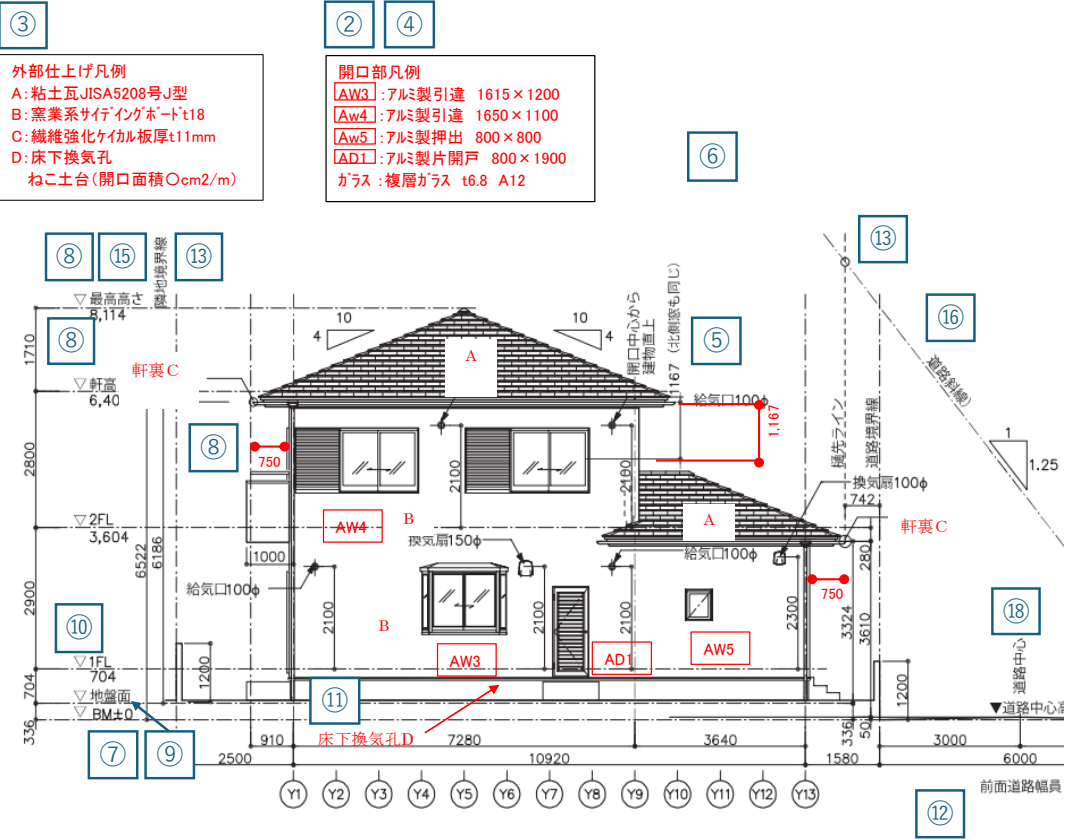
① ⑨ ⑬ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱

仕様表作成ツール

明示事項の記載例及び審査項目【立面図】

項目番号	明示する項目	主な審査項目
①	縮尺	
②	開口部の位置	
③	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	法第20条
④	開口部の位置、形状及び寸法	法第20条
⑤	令第20条第2項第一号に規定する垂直距離	法第28条第1項
⑥	外壁の位置	建築物省エネ法
⑦	地盤面	法第56条
⑧	軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	法第56条
⑨	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ	法第56条
⑩	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法	法第36条 令第2章第2節
⑪	換気孔の位置	法第36条 令第2章第2節
⑫	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	法第43条
⑬	敷地境界線	法第44条、第47条
⑭	前面道路の路面の中心の高さ	法第56条
⑮	地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ	法第56条
⑯	法第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度	法第56条
⑰	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	法第56条
⑱	前面道路の中心線	法第56条
⑲	擁壁の位置	法第56条
⑳	土地の高低	法第56条
㉑	地盤面の異なる区域の境界線	法第56条
㉒	法第56条第2項に規定する後退距離	法第56条
㉓	用途地域の境界線	法第56条

※網掛けは記載例に考慮していない項目を示す。



別表

別紙(設備関連)

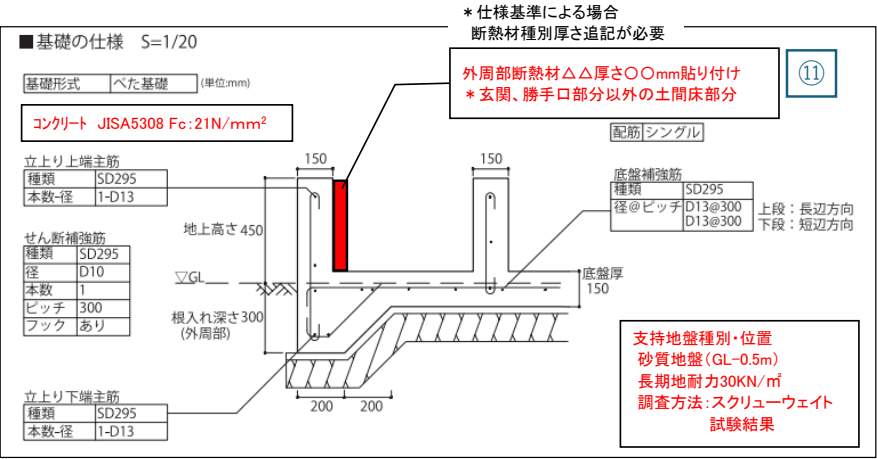
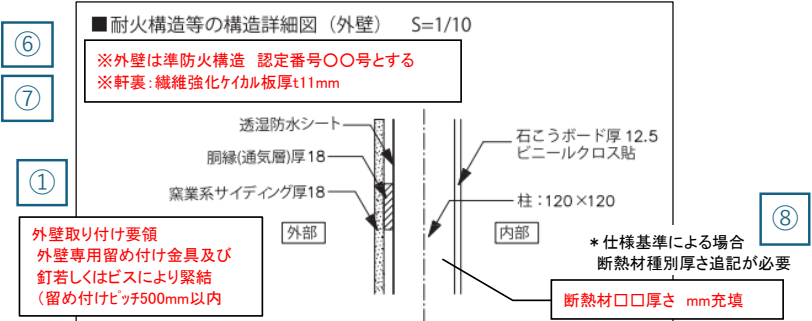
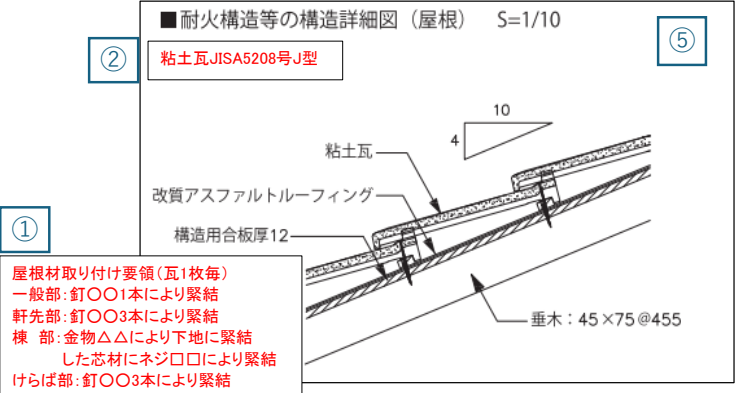
図書別記載例

仕様表作成ツール

明示事項の記載例及び審査項目【構造詳細図】

項目番号	明示する項目	主な審査項目
①	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法	法第20条 令第3章第2節
②	屋根ふき材の種別	法第20条 令第3章第3節
③	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地	法第20条 令第3章第3節
④	構造耐力上主要な部分である部材の地面から1メートル以内の部分の防腐又は防蟻措置	法第20条 令第3章第3節
⑤	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法	法第22条
⑥	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	法第23条
⑦	延焼のおそれのある部分の外壁の及び軒裏の構造	法第23条
⑧	外壁及び屋根の構造	建築物省エネ法
⑨	小屋裏の構造	建築物省エネ法
⑩	各階の天井の構造	建築物省エネ法
⑪	床、床下及び基礎の構造	建築物省エネ法

※網掛けは記載例に考慮していない項目を示す。



別表

別紙(設備関連)

図書別記載例

仕様表作成ツール

明示事項の記載例及び審査項目【構造詳細図】

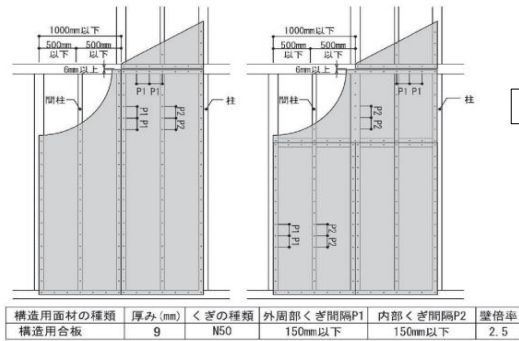
項目番号	明示する項目	主な審査項目
①	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法	法第20条 令第3章第3節
②	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法	法第20条 令第3章第3節
③	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地	法第20条 令第3章第3節
④	構造耐力上主要な部分である部材の地面から1メートル以内の部分の防腐又は防蟻措置	法第20条 令第3章第3節

①

○軸組の構造方法
構造用面材との取合い

面材耐力壁標準図

構造用面材の隅部の取合い



杉 無等級材

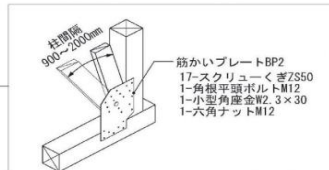
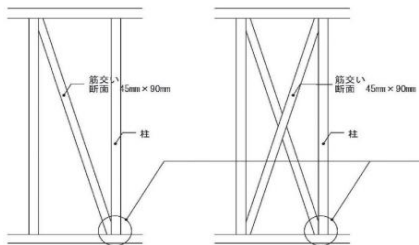
④

筋交いとの取合い

筋交い耐力壁標準図

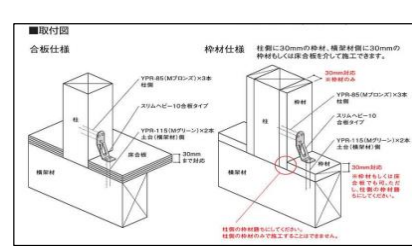
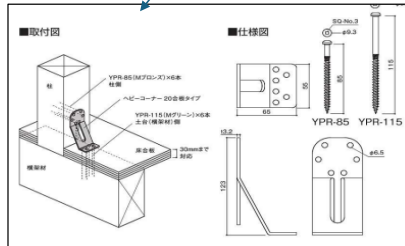
* 地面から一メートル以内の部分は防腐・防蟻措置を行うこと

(片筋交い45mm×90mm) (たすき掛け筋交い45mm×90mm)



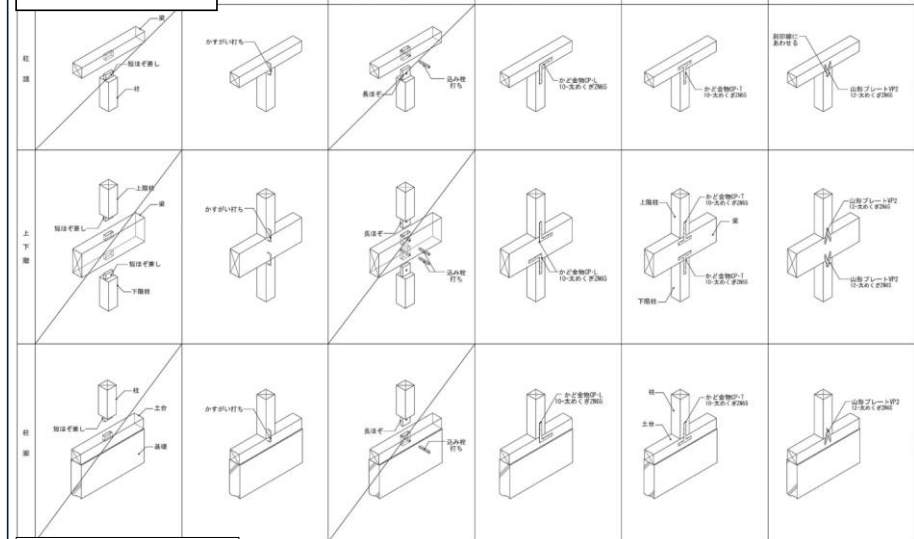
②

* 予め具体の同等認定金物使用が決定している場合はメーカ標準図を明示

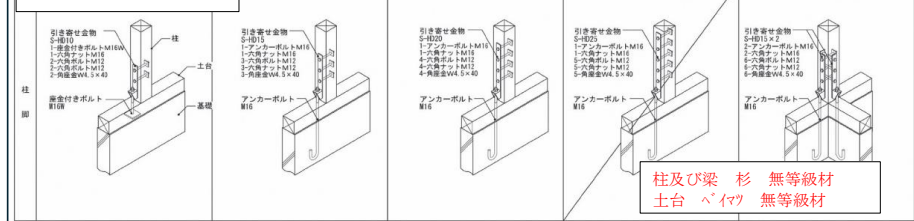


■継手及び仕口の構造方法

柱と梁仕口標準図



柱と土台仕口標準図



柱及び梁 杉 無等級材
土台 ベイマツ 無等級材

別表

別紙(設備関連)

図書別記載例

仕様表作成ツール

項目番号	明示する項目	主な審査項目
①	壁及び筋かいの位置及び種類	法第20条
②	通し柱及び開口部の位置	法第20条
③	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	法第20条 令第3章第3節
④	施行令第46条第4項の規定に適合することの確認に必要な事項	法第20条

Figure 1 is a detailed architectural drawing titled "1階壁量平面図" (1st Floor Wall Measurement Plan View). It shows the layout of the first floor walls, including room numbers (Y1 to Y13 and X1 to X9) and dimensions. The drawing includes a legend (凡例) at the bottom, which defines the symbols used for general walls, load-bearing walls, double doors, and columns.

凡例 (Legend):

- 一般壁 (General Wall): Represented by a solid line.
- 耐力壁 (Load-bearing Wall): Represented by a thick solid line.
- 開口部 (Opening): Represented by a dashed line.
- 窓がいダブル (Double Window): Represented by a symbol with two triangles.
- 窓がいシングル (Single Window): Represented by a symbol with one triangle.
- 柱 (Column): Represented by a circle with a cross.
- 通し柱 (Through Column): Represented by a circle with a cross and a dot.

種類	型記号	材種名	基準 倍率	係数	開口 有無	開口 高さ (cm)	取付高 (cm)	下地材 高さ (cm)	重量 高さ (cm)	壁重 高さ (cm)	下地材 実高 (cm)	構架材内 法長 (cm)	有効壁 厚率	最低厚 (mm)	規格	き打ちの方法		
																種類	間隔 (mm)	
耐力壁	A	筋かい(45×90)(シングル)	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.00	-	-	-	-
	B	筋かい(45×90)(ダブル)	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.00	-	-	-	-
準耐力壁等	a	石膏ボード(床兼大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	284.0	0.45	12.0	JIS A6901-2005	GNF40又はGNC40	150以下	
	b	石膏ボード(床兼大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	273.0	0.47	12.0	JIS A6901-2005	GNF40又はGNC40	150以下	

階・方向	地震力に対する床面積当たりの 必要壁量		風圧力に対する見付け床面積当たりの必要 壁量			必要壁量の決定				存在壁量 (cm)	壁量判定 必要壁量 ≤ 存在壁量	
	床面積 (㎡)	必要壁量 (cm/㎡)	見付面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号	風圧力 (cm)	必要壁量 (cm)			
	A	B	C = A × B	D	E	F = D × E	C		F	G	H	G ≤ H
2階X方向	53.00	27	1,431.00	19.04	50	952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,456.55	OK
2階Y方向			1,431.00	19.04		952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,750.93	OK
1階X方向	69.23	39	2,699.97	51.05		2,552.50	2,699.97	>	2,552.50	2,699.97	4,381.65	OK
1階Y方向			2,699.97	41.02	50	2,051.00	2,699.97	>	2,051.00	2,699.97	4,556.83	OK

階・方向	壁記号	有効壁倍率	壁長 (cm)	存在壁量 (耐力壁) (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	存在壁量 (合計) (cm)
2階/X方向	A	2.00	1,046.50	2,093.00		2,456.55
	b	0.47	773.50		363.55	
2階/Y方向	A	2.00	819.00	1,638.00		2,750.93
	B	4.00	182.00	728.00		
	b	0.47	819.00		384.93	
1階/X方向	A	2.00	773.50	1,547.00		4,381.65
	B	4.00	637.00	2,548.00		
	a	0.45	637.00		286.65	
1階/Y方向	A	2.00	910.00	1,820.00		4,556.83
	B	4.00	546.00	2,184.00		
	a	0.45	1,228.50		552.83	

階・方向	必要壁量 (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	B/A	判定
	A	B	C	
2階/X方向	1,431.00	363.55	0.26	OK
2階/Y方向	1,431.00	384.93	0.27	OK
1階/X方向	2,699.97	286.65	0.11	OK
1階/Y方向	2,699.97	552.83	0.21	OK

仕様表作成ツール

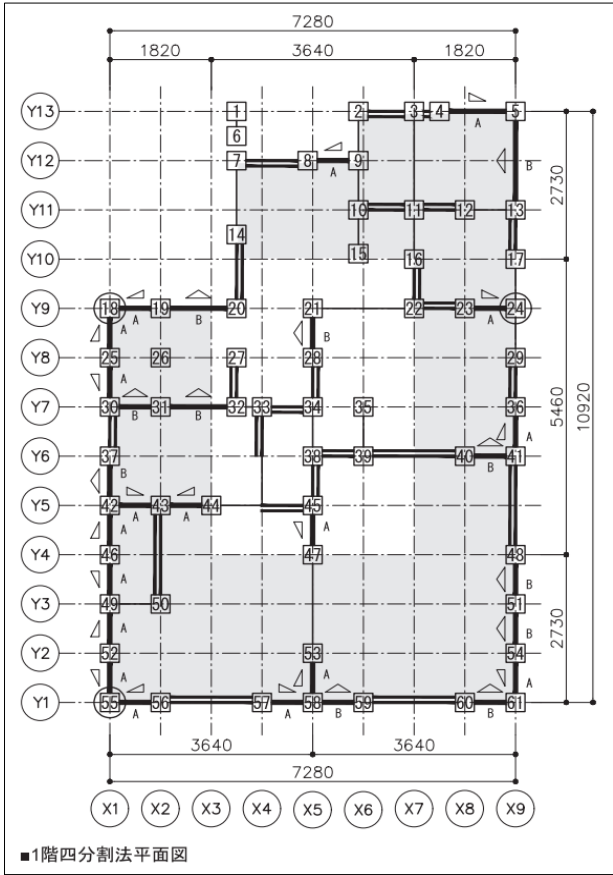
明示事項の記載例及び審査項目【施行令第46条第4項の規定に適合することの確認に必要な図書】

項目番号	明示する項目	主な審査項目
①	壁及び筋かいの位置及び種類	法第20条
②	通し柱及び開口部の位置	法第20条
③	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	法第20条 令第3章第3節
④	施行令第46条第4項の規定に適合することの確認に必要な事項	法第20条

①

②

③



④

* 各階、各方向毎、ゾーンごと存在壁量を算定表

■1階X方向上の存在壁量(cm)												
種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
上	耐力壁	Y13	273.00									273.00
	耐力壁	Y12	182.00									182.00
	存在壁量											455.00

■1階X方向下の存在壁量(cm)												
種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
下	耐力壁	Y1	182.00	182.00	364.00	364.00						1,092.00
	存在壁量											1,092.00

■1階Y方向左の存在壁量(cm)												
種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
左	耐力壁	X1	182.00	182.00	364.00	182.00	182.00	182.00	182.00			1,456.00
	存在壁量											1,456.00

■1階Y方向右の存在壁量(cm)												
種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
右	耐力壁	X9	728.00	182.00	364.00	364.00	182.00					1,820.00
	存在壁量											1,820.00

* 各ゾーンの床面積算定表

■四分割対象面積				計算式	面積 (㎡)
2	X	上	位置	(k+l+m)	13.25
		下	位置	(q+r+s)	13.25
	Y	左	位置	(k+n+q)	13.25
		右	位置	(m+p+s)	13.25
1	X	上	位置	(a+b+c)	11.68
		下	位置	(h+i+j)	19.88
	Y	左	位置	(d+h)	13.25
		右	位置	(c+g+j)	19.88

* 各ゾーンごとの必要壁量算定と充足率算定等の判定表

■四分割法判定									
階	方向	位置	有効面積 (㎡)	壁量係数 (cm/㎡)	地盤割増	必要壁量 (cm)	存在壁量 (cm)	壁量充足率判定	壁量充足率がNGの場合のみ壁比率判定
2	X	上	①	②	③	④=①×②×③	⑤	⑥=⑤÷④	⑦=⑥>1.00
		下	13.25	27	1.0	357.75	637.00	1.78	OK
	Y	左	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK
		右	13.25	27	1.0	357.75	910.00	2.54	OK
1	X	上	11.68	20(*)	1.0	233.60	455.00	1.95	OK
		下	19.88	39	1.0	775.32	1,092.00	1.41	OK
	Y	左	13.25	39	1.0	516.75	1,456.00	2.82	OK
		右	19.88	39	1.0	775.32	1,820.00	2.35	OK

別表

別紙(設備関連)

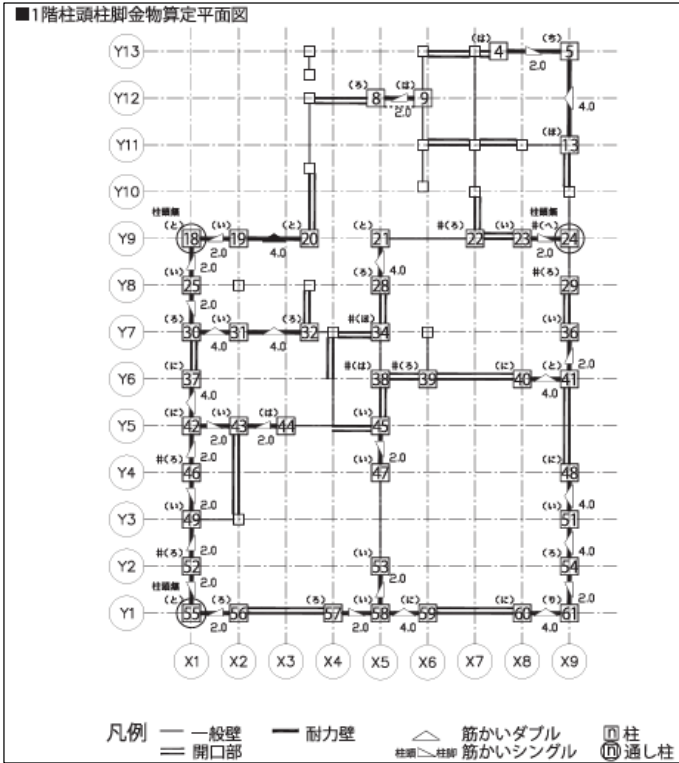
図書別記載例

仕様表作成ツール

明示事項の記載例及び審査項目【施行令第47条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書】

項目番号	明示する項目	主な審査項目
①	壁及び筋かいの位置及び種類	法第20条
②	通し柱及び開口部の位置	法第20条
③	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	法第20条 令第3章第3節
④	施行令第47条第1項の規定に適合することの確認に必要な事項	法第20条

- ①
- ②
- ③



- ④

耐力壁が取り付く柱ごとに告示に基づき柱頭・柱脚金物の区分を判定した金物算定表

柱 方 向	柱状況	1階					柱	柱状況	2階					L	2.8/2.7	N	接合金物			
		パターン	補正 値	A1	B1	2.9/2.7			パターン	補正 値	A2	B2	柱頭				柱脚			
4	X 下層/他柱	0.0	2.0	0.5	2.5	0.5	1.08						0.6	1.04	0.75	(は)	(は)			
5	X 下層/出隅	2.0	0.0	-0.5	1.5	0.8	1.08						0.4	1.04	0.90	(ち)	(ち)			
	Y	4.0	X	0.0	0.0	4.0	0.8	1.08					0.4	1.04	3.05					
8	X 下層/他柱	0.0	2.0	-0.5	1.5	0.5	1.08						0.6	1.04	0.20	(ろ)	(ろ)			
9	X 下層/他柱	2.0	0.0	0.5	2.5	0.5	1.08						0.6	1.04	0.75	(は)	(は)			
13	Y 下層/他柱	0.0	X 4.0	0.0	4.0	0.5	1.08						0.6	1.04	1.55	(は)	(は)			
18	X 出隅	0.0	2.0	-0.5	1.5	0.8	1.08	1	出隅	0.0	2.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.04	2.40	無(通し柱)	(と)	
	Y 出隅	2.0	0.0	-0.5	1.5	0.8	1.08	1	出隅	2.0	0.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.04	2.40			
19	X 他柱	2.0	X 4.0	0.5	2.5	0.5	1.08	2	他柱	2.0	2.0	0.0	0.0	0.5	1.6	1.04	-0.25	(い)	(い)	
20	X 他柱	4.0	X	0.0	0.0	4.0	0.5	1.08	3	他柱	2.0	0.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.04	1.85	(と)	(と)
21	X 他柱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.08	5	他柱(右)	0.0	2.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.04	-0.30	(と)	(と)	
	Y 他柱	4.0	X	0.0	0.0	4.0	0.5	1.08	4	他柱	4.0	X	0.0	0.0	4.0	0.5	1.6	1.04	2.65	
22	X 他柱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.08	5	他柱(左)	0.0	2.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.04	-0.30	(ろ)	(ろ)	
23	X 他柱	0.0	2.0	0.5	2.5	0.5	1.08						1.6	1.04	-0.25	(い)	(い)			
24	X 他柱	2.0	0.0	-0.5	1.5	0.5	1.08						1.6	1.04	-0.75	無(通し柱)	(ろ)	(ろ)		
	Y 他柱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.08	7	出隅	2.0	0.0	0.5	2.5	0.8	1.6	1.04	0.50			
25	Y 他柱	2.0	2.0	1.0	1.0	0.5	1.08						1.6	1.04	-1.05	(い)	(い)			
28	Y 他柱	0.0	X 4.0	0.0	4.0	0.5	1.08						1.6	1.04	0.55	(ろ)	(ろ)			
29	Y 他柱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.08	8	他柱	0.0	2.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.04	-0.80	(ろ)	(ろ)	

金物区分毎仕様表（告示例示の構造方法採用の場合）

■使用金物一覧			
N値	告示 表	金物名(同等以上)	略称
0	(い)	筋は平差し又はかすがり釘等、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	SEイ
~0.65	(ろ)	筋は平差し又はかすがり金物等、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	CP4
~1.0	(ち)	山形プレート等又はかすがり金物等、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	YPR
~1.4	(は)	釘子板等又は筋板金物(スクリュー釘あり)、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	SB42
~1.6	(は)	釘子板等又は筋板金物(スクリュー釘あり)、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	SB4
~1.8	(へ)	10kN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD410
~2.8	(と)	15kN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD415
~3.7	(ろ)	20kN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD420
~4.7	(ろ)	25kN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD425
~5.6	(ろ)	30kN引き寄せ金物等、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD415K2
5.6超	(ろ)		N5.6

金物区分毎仕様表（同等認定金物採用の場合）

区分	ろ(N値0.65以下) 耐力3.4kN以上の認定 金物	は(N値1.0以下) 耐力5.1kN以上の認定 金物	へ(N値1.8以下) 耐力10kN以上の認定 金物	と(N値2.8以下) 耐力15kN以上の認定 金物
製品名	コンパ 外コーナ床合板仕様	BXエース プレート	DP-2マスター プレート	ミッドコーナ15合板タイプ
接合具・本数	TB55,100 3本,2本	CPQ45 2本,3本	CPQ-45 5本,5本	YPR85,115 4本,4本

別表

別紙(設備関連)

図書別記載例

仕様表作成ツール

仕様基準の場合の設計内容説明書作成イメージ（建築物省エネ法）
仕様基準に基づく仕様表作成ツールにより作成した仕様表を添付する

Ver. 1.0

仕様表 木造戸建て住宅(仕様基準) 建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

基本情報					
申請する建築士名	〇〇 〇〇	記入日	2024年 1月 23日	会社名	〇〇〇設計事務所
事務所登録	一級建築士事務所所広島県知事登録〇〇〇号	建築士番号	一級建築士〇〇〇〇大臣登録第〇〇〇号	物件名	〇〇 〇〇邸
地域の区分	5地域	建設地	広島県 東広島市		

外皮基準:断熱仕様					
部位	断熱工法	断熱材		熱抵抗[m ² ・K/W]	
		種類	厚さ[mm]	設計値	基準値
屋根	-	-	-	-	該当部位なし
天井	軸組充填	グラスウール断熱材 高性能品HG16-38	200	5.2	4.0 -
壁	軸組充填	グラスウール断熱材 高性能品HG16-38	105	2.7	2.2 -
床	外気に接する部分	軸組充填 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 2種bA	95	2.7	3.3 -
	その他の部分	軸組充填 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種aA	65	2.3	2.2 -
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種aA	50	1.7 1.7 -
	その他の部分	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種aA	50	1.7	0.5 -

外皮基準:窓					
部位・地域・窓の設置場所	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様	日射取得/日射遮蔽	
				熱貫流率[W/(m ² ・K)]	日射熱取得率[-]
窓	1～4地域	-	-	-	-
	有効なひびきし、軒等がある所に設置する窓	その他・金属製建具・金属製熱遮断構造建具等	二層複層ガラス Low E ガスの封されている 10 mm以上	2.9 4.7	-
	5～8地域	有効なひびきし、軒等がない所に設置する窓	-	-	-
熱貫流率Uが最大		-	-	-	-
日射熱取得率η _g が最大		-	-	-	-

外皮基準:ドア					
部位	枠の仕様	戸の仕様	ガラスの仕様・中空層の仕様	熱貫流率[W/(m ² ・K)]	
				設計値	基準値
ドア	金属製又はその他	金属製フラッシュ構造 ドア内ガラスなし	-	2.3	4.7 -

一次エネルギー消費量基準:設備仕様					
設備の種類		設備機器の仕様		備考	
		暖房方式	設置しない(入居者設置など完了検査時点で設置が行われない)	設備仕様	-
暖房設備	暖房方式	設置しない(入居者設置など完了検査時点で設置が行われない)	設備仕様	-	-
冷房設備	冷房方式	設置しない(入居者設置など完了検査時点で設置が行われない)	設備仕様	-	-
換気設備	換気方式等	ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの			
給湯設備	機器の種類、効率	電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】			
照明設備	照明設備の種類	非居室の全ての照明に、LED 又は 蛍光灯 を設置している			

国土交通省
HPに掲載



別表

別紙(設備関連)

図書別記載例

仕様表作成ツール